

2015 年 10 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 188)

「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル（東京都環境局）」が平成 27 年 8 月に一部改定され、事前調査をする者の資格について明記されました。

弊社では率先して建築物石綿含有建材調査者の資格保有を目指しております。

2015 年 10 月現在、資格保有者は 4 名。

アスベスト事前調査等についてお気軽にお問い合わせください。

改定箇所を以下に抜粋します。(改定箇所はアンダーライン)

3. 事前調査等 (13 頁)

3. 事前調査等

解体・改修を行おうとする建築物等の石綿含有建材の使用状況については、条例及び石綿則で事前調査を義務付けていたが、平成26年6月1日の改正大防法施行により、解体等工事の受注者には事前調査の実施、調査結果の発注者への書面による説明及び工事現場への調査結果の掲示が、自主施工者には事前調査の実施と調査結果の掲示が、また、発注者には事前調査に要する費用の適正負担など調査への協力が義務付けられた。【法第18条の17】

事前調査が不十分であると石綿を飛散させるおそれがあるため、受注者等は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者に事前調査を実施させること。発注者は工事の開始の日までに受注者から事前調査結果について書面で説明を受け、受注者が石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者に事前調査を実施させたか等を確認すること。

労働安全衛生法に基づく「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」では、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者※が事前調査を実施することとされている。

※次のいずれかの者をいう。

- ①「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成25年7月30日、国土交通省告示第748号）」に基づき国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した者
- ②石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者
- ③日本アスベスト調査診断協会に登録された者

●説明事項【法施行規則第16条の7,8】

① 調査を終了した年月日

② 調査方法

(③～⑩ 略)

⑪ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所

※調査方法については、どのような資格を持った者がどのように調査したのか、具体的に記載する。

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。